

# 島田市立五和小学校 いじめ防止基本方針

## 基本方針

- いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるという視点を持ち、指導を行う。
- いじめは、どの学校、どの学級、どの子供にも起こりうるという認識をもって、指導にあたる。
- 「わかる授業」を通して子供たちの学びを保障し、「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- 学級内のコミュニケーションを活発化するため、人間関係づくりプログラムやQUテストを活用する。

### 【保護者・地域との連携】

- 担任はもとより、教職員の誰でも相談に応じることを伝える。
- SCやSSW等の相談機関があることを知らせ、周知を図る。
- 学校便り・ホームページを活用し、行事や学校生活の様子を知らせる。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 担任だけに任せることなく、「チーム五和小」として全職員が協力して取り組む。
- 危機管理研修を通して、職員の共通理解を図る。
- 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方でなく、「問題の発生を抑える学校風土（未然防止）」という考え方のもとに、指導を進める。

### 【関係機関等との連携】

- SCやSSWを活用し、日頃から相談しやすい環境を整える。
- 家庭環境に留意が必要な子供について、家庭児童相談室と連携して指導にあたる。
- 地域の様子について、民生児童委員、地区役員との情報交換を密にする。

## いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任  
SC（鈴木康子）・SSW（望月枝美）・子育て支援課・市教委  
（事案に応じて、柔軟に編成する。）

## 全教職員

### 【未然防止】

- 学級会や全校集会を通して、勇気付けやレジリエンス、良好な人間関係構築等について考える場を設定する。
- あたたかい言葉遣い、勇気付けができる集団を育てる。
- 道徳授業において、いじめを許さない心情を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。
- 難しいことに挑戦したり、新しいものをつくりあげたりする活動を通して、達成感や自己有能感、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

### 【早期発見】

- 授業中の反応、日記や日常の交流を通して、子どもたちの表れに常に気を配る。
- 年3回、学校生活アンケートを実施し、子供たちの実態把握に努める。（5月、10月、1月に実施）
- 教育相談日を設けるとともに継続的なカウンセリングを実施し、相談体制を充実させる。
- より広い視野からの児童理解を図るため、教師間での情報交換やQ-Uテスト等の客観的資料を活用する。

### 【早期対応】

- 生徒指導主任を中心に、編成者及び対応方針の決定・役割分担を行う。
- 担任を中心に、関係職員や養護教諭等、子供が話しやすい教員が対応にあたる。
- 早急に解決を図ったり、一方的に判断・評価をしたりせず、悔しさや辛さに耳を傾け共感しながら事実を聞く。（傾聴の尊重）
- 事実をもとにチームで対応を協議し、速やかに家庭訪問し、事実を伝える等、必要な措置をとる。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- 解決を安易に判断せず、経過を見守り、いつでも相談できる状態を維持する。
- 定期的に対象児童や保護者に声かけや連絡を行い、関係維持と情報共有を行う。
- 学級活動や学校行事を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- 重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告するとともに、対応チームを組織し、迅速に事実関係の確認に努める。